

**私たちの要求
(申立)のまとめ**

(2) 抗告人の本件申立ては、東北地方太平洋沖地震による津波によって東京電力株式会社が設置管理していた福島第一原発が被災し、同所から大量の放射性物質が流出した結果、これによる大量の放射線が大気中に拡散放出され、その被ばくにより人体（とりわけ成長過程にある児童である抗告人）に有害な影響を与えることを前提として、相手方の設置に係る学校施設において放射線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト／時（福島県における自然放射線量である0.037マイクロシーベルト／時（甲102）を勘案した年間1ミリシーベルト程度の1時間当たりの放射線量である空間線量率）以上の地点の施設における教育活動がその生命・身体・健康を脅かす侵害に当たるので、人格権に基づく妨害の排除として、また、同時にそれが相手方の負う安全配慮義務に反するので、その義務の履行として、仮に抗告人に対する教育活動の差止めを求めるとともに、上記地点以外の学校施設における教育活動を求めるものである。

抗告人の上記の主張からも明らかなどおり、本件は、一時的な強線量の被ばくによる急性障害の危険を避けるというのではなく、長期間にわたる低線量被ばくによる晩発性障害の危険を避けるために、年間に被ばくする積算追加放射線量の上限値を1ミリシーベルトとすべきであるとした上で、これを超える年間の積算放射線量による被ばくがその生命・身体・健康に被害を及ぼすから、その1時間当たりの平均数値である0.193マイクロシーベルトを超える空間線量率の下での教育活動による被ばくは抗告人の生命・身体・健康に被害をもたらすものであるとして、その教育活動の差止めを請求するとともに、上記数値を超えない地点の学校施設での教育活動を請求するものである。

(3) そこで検討するに、引用に係る原決定摘示の当事者間に争いのない事実等

**裁判所の
事実についての** に証拠（甲49, 62, 72から74, 81, 84, 93, 97, 103）

判決 及び審尋の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 平成23年3月、福島第一原発事故により、同所から大量の放射性物質

が流出して人の生命・身体・健康に対する重大な危険が生じた。このため、福島第一原発から一定圏内にある地には避難指示や屋内退避指示が出され、また、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難区域の指定がされたが、相手方の管轄行政区域はこれらの指示や指定の対象区域とはなっていない。

イ 文部科学省では、平成23年4月以降、福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断についての各種通知を発し、ICRPの助言を考慮して、児童生徒の受ける放射線量を減らしていくことが適切であるとした上で、学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安として年間積算放射線量として1ないし20ミリシーベルトの数値を採用して教育活動を行うものとしている。

ウ 長期間にわたる低線量の放射線を被ばくした場合に現れる晩発性障害とされる健康被害として、発癌率が高くなるなどの健康被害が挙げられるところ、例えば甲状腺癌は児童10万人当たり数名程度しか発症しないとされているのに、福島第一原発と同レベルの重大な原発事故とされる旧ソビエト連邦において昭和61年に発生したチェルノブイリ原発事故においては、事故発生の五年後から甲状腺疾病と甲状腺腫双方が急増し、9年後には児童10人に1人の割合で甲状腺疾病が現れたとの報告がある（甲49）。そして、チェルノブイリ原発事故による健康障害調査データから郡山市で今後発症するであろう種々の健康障害（晩発性障害）の予測として、先天障害の増加、悪性腫瘍の多発、1型糖尿病の増加、水晶体混濁・白内障、心臓病の多発を指摘する意見もある（甲72）。また、福島県県民健康管理調査検討委員会が発表した平成24年度甲状腺検査の検査結果とチェルノブイリ原発事故後に行われた小児の甲状腺検診データとを対比して、福島の児童には被ばくから数年後のチェルノブイリ高汚染地域の児童に匹敵する頻度で甲状腺癌が発生し、甲状腺癌が今後激増するおそれがあるとの指摘もある（甲

矢崎意見書

松井意見書

松崎意見書(5) 227)。

空間線量の
値

山内意見書

中野目報告書

除染の限界
について

山内意見書

エ 相手方の管轄行政区域における空間線量率についてみると、まず、相手方の設置する小学校である[REDACTED]小学校及び[REDACTED]小学校において平成24年2月19日及び同月20日に空間線量率を計測した結果、152箇所のポイントのうち、1メートルの高さの空間線量率が0.193マイクロシーベルト／時以下のところは1箇所にすぎず、環境省により除染の基準とされる0.23マイクロシーベルト／時を下回ったところは9箇所にすぎなかつた（甲103の2頁）。また、抗告人が現に通学する[REDACTED]中学校においては、平成24年4月3日から13日までの4日間における空間線量率の測定結果は、いずれも高さ1メートル地点の校庭で0.27から0.29マイクロシーベルト／時、教室内で0.08から0.09マイクロシーベルト／時であり（乙30）、平成25年2月3日における同様の66地点の計測結果によれば、1メートルの高さの空間線量率は0.14から1.30マイクロシーベルト／時の間に分布し、0.193マイクロシーベルト／時以下のところは7箇所であり、平均値は0.39マイクロシーベルト／時であった（甲221）。

相手方の設置する学校施設については、この間、校庭の表土除去、校庭整地などの除染作業が続けられていて一定の成果を上げている（乙2から7、13）ものの、未だ十分な成果が得られているとはいえないものがあるが、その主要な理由の一つとして、校庭外から飛散する放射線（ガンマ線）の影響が挙げられている。ガンマ線は100メートル以上離れたところから飛来するため、ある場所の放射線量を下げるためには半径数百メートルの地域一帯を除染しなければならないとされており（甲103の13頁）、学校周辺すなわち地域全体の除染が実施されなければ学校内の放射線量も下がらないが、除染により放射線量を下げるためには、屋根瓦や側溝のコンクリート、道のアスファルトなどにこびりついたセシウムは高压洗浄によっても除去できないため瓦の葺替えやアスファルト・コンクリートをは

がしての工事のやり直しを要するなど、ガンマ線の飛来を考えると地域ぐるみの除染が必要であり、しかも除染は一回では不十分で何回もする必要があることとされている一方で、汚染土の仮置場が見つからないため、やむなくこれをその地域内に置いている（学校においては校庭の一画に埋設した。）が、こうした仮置場が容易にみつからないことが、除染の作業が進まない直接的な理由とされている（甲85、103）。

次に、抗告人が居住する相手方の管轄行政区域内の3箇所における平成24年2月1日における空間線量率は0.8ないし1.2マイクロシーベルト／時であった（甲115）。また、福島県が発表している平成25年1月10日から2月9日までの郡山市の空間線量率は0.41から0.54マイクロシーベルト／時であった（甲229添付資料7）。さらに、福島県災害対策本部による平成25年2月22日における郡山合同庁舎南側駐車場における環境放射能測定値（暫定値）（第12450報）によれば、空間線量率は約0.52マイクロシーベルト／時であった（抗告人平成25年2月22日付け準備書面(9)添付別紙1）。

相手方においては、市内全域の追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間1ミリシーベルト（高さ1メートルにおける空間線量率0.23マイクロシーベルト／時）未満にすることを目標に、国の示す除染方法により学校施設を含めた公共施設における除染を実施している（乙31）。

事実問題には
ついで
手止め

- (4) 以上の事実によれば、郡山市に居住し、█████中学校に通っている抗告人は、強線量ではないが低線量の放射線に間断なく晒されているものと認められるから、こうした低線量の放射線に長期間にわたり継続的に晒されることによって、その生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧されるところであり、チェルノブイリ原発事故後に児童に発症したとされる被害状況に鑑みれば、福島第一原発付近一帯で生活居住する人々とりわけ児童生徒の生命

- ・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念されるところである。

ところで、福島第一原発から流出した放射性物質ないしこれから放出された放射線は、その発生の機序からしても明らかだとおり、ひとり相手方の設置管理に係る学校施設にのみ存在するものではなく、抗告人の居住する自宅及びその周辺や自宅と学校との通学路、さらには相手方の管轄行政区域の全域にわたり、その濃淡の別はともかくとして、等しく存在していることは上記認定の事実から容易に推認することができる。こうした放射性物質により汚染された土壌などを除洗するため、相手方などの各地方公共団体を始めとする各団体や個人などがこれまで土壌の入れ替えや表土剥離などに取り組み、多くの費用と様々な努力が傾注された結果、一定の除洗の成果を上げるに至ったとはいえ、なお、広範囲にわたって拡散した放射性物質を直ちに人体に無害とし、あるいはこれを完全に封じ込めるというような科学技術が未だ開発されるに至っていないことは公知の事実であり、また、その大量に発生した汚染物質やこれを含む土壌などの保管を受け入れる先が乏しいこともあって、これを付近の仮置場に保管するほかないまま経過していることから、今なお相手方の管轄行政区域内にある各地域においては、放射性物質から放出される放射線による被ばくの危険から容易に解放されない状態にあることは上記認定の事実により明らかである。